


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 支部合同交流出合いパーティー（第9・10・11支部）
- ◆ 花いっぱい運動（第3・4支部）

●本部等の行事

月	日	曜	内容
5	12	(月)	総務委員会 15:00～16:30 於:事務局会議室
5	16	(金)	租税教室合同会議 11:00～12:00 於:事務局会議室

●支部の行事

月	日	曜	内容
5	16	(金)	(第9・10・11支部) 支部合同交流出合いパーティー 18:00～20:30 於:高宮庭園茶寮

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
5	8	(木)	定例会 19:00～ 於:未 定
5	19	(月)	役員会 10:00～11:00 於:事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
5	9	(金)	役員会 11:00～12:00 於:事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 5月10日 ● 源泉所得税の納付
- 5月15日 ● 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 ● 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

(II) 知らないと損する税情報

仮 装 経 理

税 理 士 堤 一 博

「仮装経理」という用語は、あまり聞きなれないと思います。実質的には「粉飾決算」のことを指している法人税法上の用語とご理解いただいて差し支えありません。

一般的に「粉飾決算」とは、法人が公正妥当な会計処理の原則・基準や事実 に反して意図的に利益を計上して、その法人の経営・財務状態を株主・投資家・金融機関等に開示することで、実際には赤字決算を黒字決算であるように見せることをいいます。

法人税の確定申告は、確定した決算に基づきその事業年度の課税所得金額を算出しますから、「粉飾決算」に基づいた法人税申告書では、当然に過大な法人税を申告することとなります。

したがって、この「仮装経理（粉飾決算）」に基づく法人税を正常に戻すには、法人税の還付に係る更正の請求を行うこととなります。

仮装経理に基づく更正の請求は、法人税法第129条（更正に関する特例）第1項「内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるとき」及び法人税法第135条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）第1項「内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合」と規定されています。

原則的には、国税通則法第23条（更正の請求）に基づき、課税標準等の計算が法令に従っていない場合やその計算に誤りがあった場合で納付税額が過大等となっているときは、法定申告期限から5年以内に限り「更正をすべき旨の請求」ができることとなっています。

ところが、法人税の過大納付の原因が「仮装経理」である場合には、法人税法第129条第1項の後段には次のように規定されています。

「税務署長は、当該事業年度の所得に対する法人税につき、その内国法人が当該事業年度後の各事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした事業年度の確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。」となっており、法人が仮装経理した事業年度の修正経理をその後の事業年度の確定決算において行い、かつ、修正処理した事業年度の法人税の申告において申告調整（具体的には仮装経理した金額を加算処理する）した確定申告書を提出する必要があります。

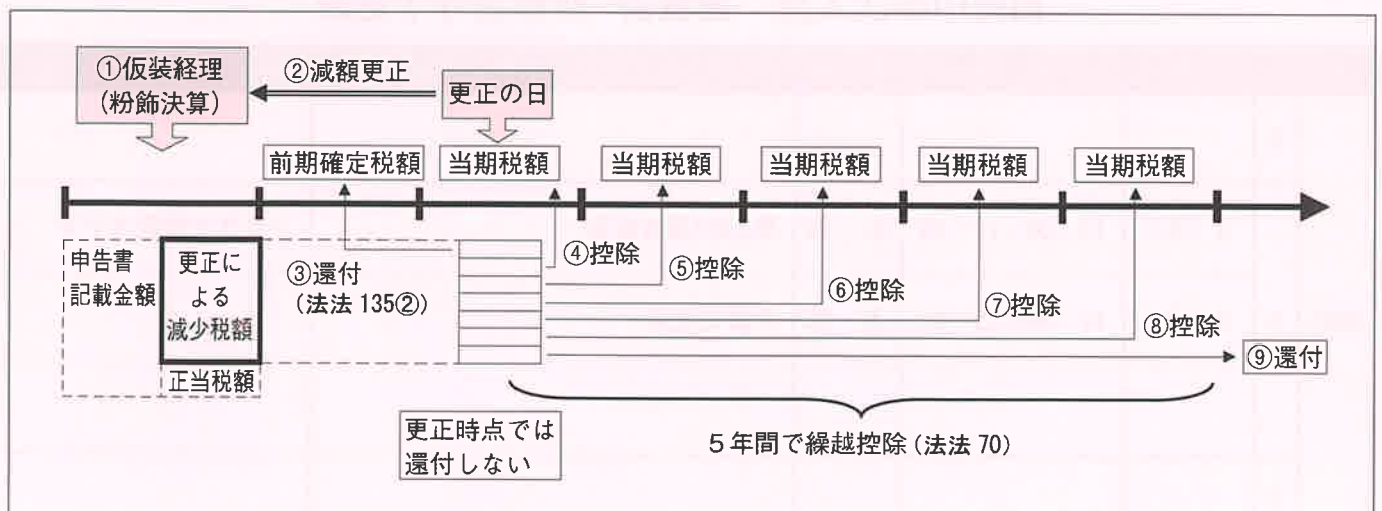
この修正経理については、もちろん仮装経理の内容によりますが、一般的には①前期又は過年度修正損、②反対仕訳、③営業外費用の雑損失として処理されている例が多いと思いますが、いずれにしても修正経理を行う事業年度の法人税確定申告書別表4につながる処理ですので、決算書や確定申告書の勘定科目内訳明細書に明記しておいたほうが望ましいといえます。

しかし、以上を踏まえて更正の請求を行った場合であっても、その仮装経理に係る法人税額は直ちに還付を受けるのではなく、その更正のあった日の属する事業年度開始前1年以内に開始する事業年度の法人税額から還付され（法人税法第135条第2項）、その残額については更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年の法人税額から順次控除されることとなっています（法人税法第70条）。さらに5年間の繰越控除制度の適用期間を終了してもなお控除しきれなかった仮装経理法人税額がある場合には、その控除しきれなかった金額を還付することになり（法人税法第135条第3項）、認められた場合でもすぐに還付を受け取るということにはなりません。

簡単に言うと、仮装経理法人税額（仮装経理により過大に納付した税額）は、原則的には、翌期以降5年にわたって法人税額から控除し、5年を超えた時点で控除できなかった税額については、その時点で還付を受けられることになるということです（法人税法第70条）。

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正と法人税額の控除及び還付についての規定のイメージを図示すると以下ようになります。

○仮装経理に基づく過大申告の場合の更正と法人税額の控除・還付



（出典） 財務省編『平成21年度税制改正の解説』213頁の根拠法令表記を一部修正。

また、地方税については、更正の請求により、仮装経理により過大に納付した税額を翌期以降の5年間にわたって控除し、5年を超えた時点での控除未済税額は、その時点で還付を受けることとなります。地方税では、法人税のように前1年以内に開始する事業年度の税額控除の特例はありません。

さらに、消費税については、法人税法のように「仮装経理」の条文はなく、また、確定した決算に基づくものではないことから、当該仮装経理の内容に従い、仮装経理事業年度の「更正の請求」を行うこととなります。

税務上の処理とは別に、そもそも粉飾決算を行った会社やその経営者は、株主や取引先に対し、損害賠償義務を負います。また、株式公開をしている会社が粉飾決算をした時には、会社法第207条の有価証券報告書虚偽記載罪に問われることにもなります。公開会社の公認会計士は、その職務を行うについて悪意または重大な過失があった場合は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。安易に行うべきものではないことを銘記してください。

やむを得ず粉飾決算を行った場合には、法人税の除斥期間内に仮装経理による更正の請求を行ってください。除斥期間を経過した場合には、仮装経理による過大納付法人税額そのものが戻らないことにもなりかねません。

もし、このようなケースに遭遇した場合には、早めに顧問の税理士先生と慎重に検討してください。

国税庁は、最近関与先の法人税申告書の作成に当たり、関与先が10年以上前の過去に粉飾決算を行った際に、工事が完成していたにもかかわらず対応する売上原価を未成工事支出金とし、その後の事業年度の売上原価として損金に算入することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成したことを「故意による不真正税務書類の作成」として、その関与税理士に税理士業務の禁止処分を行っています。

ご参考まで！

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2025	5					
	6	4(水)	15:00~17:20	本 部	第14回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
		4(水)	17:30~19:00	本 部	会員交流会	〃
	7					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

